

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第3回)

審議事項 第3号

介護サービス利用者負担軽減制度について

介護サービス利用者負担軽減制度について

本市では、生活が困窮していると認められる方への「介護サービス利用者負担軽減制度」を実施しております。第9期旭川市介護保険事業計画策定にあわせて、利用料に関する負担軽減の取り組みの今後の方向性について整理します。

1 本市が実施している利用者負担軽減制度について

(1) 社会福祉法人提供サービスの利用者負担の軽減制度（国の制度）

事業内容：

要介護等の認定を受けている方又は事業対象者で、生計が困難であると認められる方を対象として、社会福祉法人が提供する訪問介護や通所介護などの利用者負担額及び食費・居住費・滞在費の25%（高齢福祉年金受給者は50%）を軽減する。

【平成12年度から実施】

適用条件：

- ①市民税非課税世帯であること。
- ②世帯の年間収入額が、単身世帯で150万円以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④居住用資産及びその他日常生活に必要な資産以外に活用出来る資産がないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑥申請時において介護保険料に滞納がないこと。

※上記にかかわらず、生活保護を受けている方は軽減を受けることができますが、対象サービスや軽減割合が異なります。

対象：社会福祉法人が実施する次の介護保険対象サービス

軽減対象のサービス	軽減される費用の種類
訪問介護（ホームヘルプ）、第1号訪問事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	利用者負担額
通所介護（デイサービス）、第1号通所事業 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	利用者負担額、食費
短期入所生活介護（ショートステイ）	利用者負担額、食費、滞在費
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費、宿泊費
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額（利用者負担第2段階の方を除く）、 食費、居住費

囲みの費用は、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方のみ適用されます。

※ 実施内容は、事業所により異なります。（実施していない社会福祉法人もあります。）
生活保護を受けている方は、個室を利用した場合の居住費又は滞在費のみが全額軽減されます。

事業実績：

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定者数	144	161	124	157	182
助成法人数	9	11	11	9	9
軽減助成額	2,660千円	3,246千円	3,886千円	3,947千円	6,038千円

事業効果：

- ・社会福祉法人が運営する介護福祉施設や介護サービス事業を対象者が利用する場合に負担軽減が図られることにより、本人の状態に応じ、安心してサービスを利用することができる。
- ・本事業の利用の多くが「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」や「短期入所生活介護（ショートステイ）」の入所系サービスの利用に係る「利用者負担・食費・居住費（滞在費）」の軽減分となっている。
- ・国においては、生活保護受給者が介護老人福祉施設や短期入所生活介護の個室を利用する場合の費用の軽減について本制度により対応することとされており、市内においてはユニット型個室の特別養護老人ホームが多くなっている中、有効な取組である。

（２）居宅サービス利用者負担の軽減制度について（本市独自の制度）**事業内容：**

要介護等の認定を受けている方又は事業対象者で、要保護状態でありながら生活保護を受けていないなどの生計が困難であると認められる方に対して、介護保険の居宅サービス利用料や対象サービスに伴う食費及び滞在費について、利用者負担額10%のうち、5%を超える額を助成し、利用者負担を軽減する。

【平成14年度から実施】

軽減の内容

利用者負担額（利用料の10%相当分）→ 5%を超える額
 食費 → 50%を超える額
 滞在費 → 50%を超える額

対象：

- ①市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
 - ②次の全ての要件に該当している方（別世帯の同一生計者がいる場合は世帯員に含む。）
 - ・世帯の合計した年間収入見込額が生活保護基準額以下
 - ・世帯全員が活用出来る資産（居住用財産は除く）を所有していない
 - ・世帯全員の預貯金額合計がその世帯の年間の生活保護基準額の2倍以下
 - ・負担能力のある親族等に扶養されていない
 ※税法上の扶養親族となっている場合を含む。
 - ・申請時において介護保険料に滞納がない
- ※生活保護受給者は対象となりません。（保護停止中の場合も含む。）

軽減の対象サービス

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 訪問介護 | ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ② 訪問入浴介護 | ⑫ 夜間対応型訪問介護 |
| ③ 訪問看護 | ⑬ 地域密着型通所介護 |
| ④ 訪問リハビリテーション | ⑭ 認知症対応型通所介護 |
| ⑤ 居宅療養管理指導 | ⑮ 小規模多機能型居宅介護 |
| ⑥ 通所介護 | ⑯ 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る） |
| ⑦ 通所リハビリテーション | ⑰ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| ⑧ 短期入所生活介護 | ⑱ 第1号訪問事業 |
| ⑨ 短期入所療養介護 | ⑲ 第1号通所事業 |
| ⑩ 福祉用具貸与 | |
- ※②～⑤，⑦～⑩，⑭～⑯は介護予防を含みます。

これまでの改正内容について

平成18年度～通所・短期入所に類するサービスの食費・滞在費を軽減対象に追加
 平成29年度～介護保険から移行した介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問・通所事業を軽減対象に追加。

事業実績：

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
軽減対象者数	102	71	76	77	79
軽減額	6,396千円	5,002千円	4,688千円	5,142千円	5,274千円

事業効果：

- ・軽減対象者数については減少から横ばい傾向となっているが、本制度は介護サービスを利用している方のうち、低所得で生計が困難な方が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することを目的としており、セーフティネットの1つとなっている。
- ・他の中核市における独自の負担軽減制度の実施状況については、約半数以上が地域の実状に応じ、本市同様、国の制度を補完する生活困窮者への負担軽減制度を実施している。

2 介護保険料の所得段階別の区分の状況について

介護保険料は、所得の状況に応じて負担する仕組みとなっており、地方税法上の合計所得金額を指標として用いています。この指標に基づく本市と中核市平均の比較は次のとおりです。

(1) 本市における介護保険料の所得段階別の区分の状況と中核市の状況について

所得段階	旭川市 (人)	本市段階 別構成割 合	中核市 平均構 成割合	全国平 均構 成割 合
第1段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、生活保護被保護者等)	27,346	24.4%	17.7%	16.8%
第2段階(市町村民税世帯非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者等)	12,216	10.9%	8.8%	8.6%
第3段階(市町村民税世帯非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の者等)	11,080	9.9%	8.2%	7.8%
第4段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)	12,168	10.9%	11.7%	11.9%
第5段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の者等)	10,562	9.4%	12.9%	13.6%
第6段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者等)	14,345	12.8%	13.7%	14.4%
第7段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者等)	14,969	13.4%	14.2%	13.9%
第8段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者等)	5,119	4.6%	6.4%	6.5%
第9段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円以上の者等)	4,163	3.7%	6.4%	6.5%
合計	111,968	100%	100%	100%

(厚生労働省：令和3年度介護保険事業状況報告(年報))

(本市の状況)

本市の全体に占める第1段階の割合については、約24.4%であり、中核市の構成割合平均の約17.7%と全国の構成割合平均約16.8%を大きく上回っており、また、市町村民税世帯非課税である第1段階から第3段階についても、本市の状況は全体の約45.2%となっており、中核市の構成割合平均の約34.7%と全国の構成割合平均約33.2%を大きく上回っています。

(参考) 平成14年度 本市における介護保険料の所得段階別の区分の状況について

所得段階	旭川市 (人)	本市段階別 構成割合
第1段階 生活保護被保護者 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	2,772人	3.9%
第2段階 市町村民税世帯非課税	29,681人	42.0%
第3段階 市町村民税本人非課税	21,011人	29.7%
第4段階 市町村民税本人課税(被保険者本人の 合計所得金額が200万円未満)	12,953人	18.3%
第5段階 市町村民税本人課税(被保険者本人の 合計所得金額が200万円以上)	4,294人	6.1%
合計	70,711人	100%

居宅サービス利用者負担の軽減制度を独自で開始した本市の平成14年度の介護保険料の所得段階別の区分との比較では、介護保険法の改正により所得段階別区分の扱いは変わっていますが、市町村民税世帯非課税の全体に占める割合は、平成14年度では約45.9%に対し、令和3年度では約45.2%であり、ほぼ変わっていない状況にあります。

3 第9期介護保険事業計画における取組の方向性について

介護保険料の所得段階別の状況を踏まえ、社会福祉法人提供サービスの利用者負担の軽減制度や市独自の居宅サービス利用者負担の軽減制度については、引き続き、低所得で生計が困難な方への支援に取組を進めていく必要があります。

また、より市民への制度周知を図り、生計困難者への適切な介護サービスを受ける機会の確保の拡大に努めます。